

令和4年3月18日

各小・中学校保護者 様

東松山市教育委員会教育長

東松山市立小・中学校における「まん延防止等重点措置」解除後の教育活動について

日頃より東松山市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

国は3月21日をもって本県に対するまん延防止等重点措置を終了する方針を示しました。それに伴い、本市では3月22日から、下記のとおり教育活動を行ってまいります。今後の教育活動につきましては、市内の感染状況を見据えながら、活動の実施や制限を検討してまいります。

なお、ご家庭におかれましては、引き続き、毎朝の検温、健康観察等にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 授業等について

基本的な感染防止対策を徹底して実施する。感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動についても同様に行う。

### 2 行事等について

内容の精選・時間の短縮等、感染対策の工夫をしながら実施する。校外行事は目的地の状況等を踏まえて実施する。

### 3 部活動について

感染対策を十分に講じた上で実施する。活動については、「東松山市立中学校部活動の方針」及び各中学校の部活動の規定に則り実施する。ただし、以下の内容を追加する。

- (1) 泊を伴う合宿や遠征等は原則禁止とする。
- (2) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。

### 4 保護者の皆様へのお願い

- (1) 毎朝検温と健康観察を行い、「健康観察カード」を学校へ提出してください。
- (2) 本人またはその同居者等が発熱又は風邪症状・体調不良の場合は、無理をせず自宅で休養させてください。その際は、欠席とはなりません。
- (3) 新型コロナウイルスの感染、又は感染が疑われる場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- (4) 土日・祝日に、お子様の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、東松山市役所代表（23-2221）に連絡してください。
- (5) 規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え、健康管理に努めてください。

お問合せ先 東松山市教育委員会  
学校教育課  
電話 0493-21-1429